

乗車定員



神戸ドライバースサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習

乗車又は積載の方法

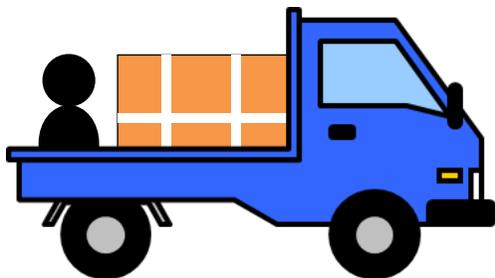
(道路交通法 第55条・第56条)

運転者は、座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりして運転してはいけません

ただし、貨物自動車に貨物を積んだときは、その荷物の見張りのため、必要最小限度の人を荷台に乗せることができます

特例として、出発地の警察署長の許可を受けたときは、荷台や座席でないところに荷物を積んだり、貨物自動車の荷台に人を乗せて運転することができます

荷物の見張り



必要最小限度で可能

許可不要

荷物の見張り以外



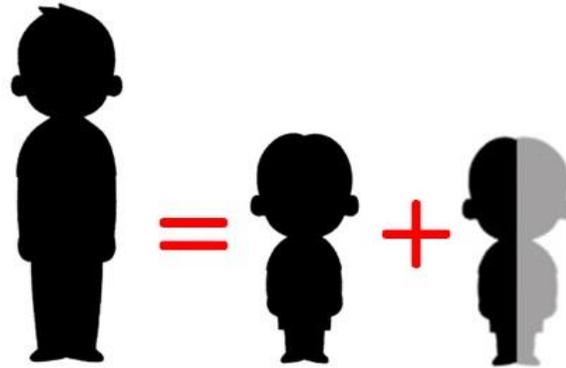
出発地の警察署長の許可

許可必要

乗車定員の計算方法

(道路運送車両の保安基準 第53条第2項)

12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当します



計算式

乗車できるこどもの数 = (乗車定員 - 乗車した大人の数) × 1.5

(小数点以下は切り捨てる)

(例) 乗車定員5人の乗用車に大人2人が乗車した場合

$$(5 - 2) \times 1.5 = 4.5 \quad \rightarrow \quad 4$$

こどもは4人乗車できることとなります

出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート

検索



で、ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/>



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習